

令和7年度北九州市立高等学校生徒寮管理運営業務委託
公募型プロポーザルにおける審査について

(目的)

第1条 この基準は、「北九州市立高等学校生徒寮管理運営業務委託」に係るプロポーザルの審査について必要な事項を定めることを目的とする。

(審査委員会)

第2条 審査は北九州市が設置する審査委員会(以下「委員会」という。)が行う。

- 2 委員会の委員の定数は、5人以内とする。
- 3 委員会は、全委員の過半数の出席をもって成立する。

(審査基準)

第3条 審査は、別紙に掲げる項目に関して行うものとする。

- 2 各評価項目の合計点は、委員1人あたり100点とする。

(審査評価及び採択)

第4条 審査は、前条に定める評価項目の各配点に応じた評価を委員が行うものとする。ただし、委員が所属する機関及びこれに類すると認められる機関から提出された事案については、当該委員は審査を行うことができない。

- 2 委員会は前項の各委員の評価を基に総合的な評価を行い、合議により採択に適した案件を決定する。
- 3 提案事業者が1者のみの場合は、合計評点が6割を超えていることを選定の基準とする。
- 4 2者以上で委員の評価が同点となった場合は、別紙に掲げる項目のうち、最重要項目及び重要項目の合計点数によって決定する。

(その他)

第5条 この基準に定めるほか、受託候補者の特定に必要とする事項については、審査委員会が定める。

付 則

この基準は令和7年12月13日に施行する。

審査方法

評価表に基づいて総合的に審査を行う。審査にあたっては、評価項目ごとに以下に示す評価基準に従って5段階で評価を行い、評価点を基に審査員の合議により、最終的な業者の選定を行う。

評価項目

1 企画書内容

- (1) 学生寮管理運営に対する基本的な考え方について【25点】
提案内容は、業務目的を的確に把握したものとなっているか。
- (2) 食中毒・異物混入等の事故を防止する対策について【10点】
事故発生時の対応及びその防止策、危機管理体制はどうか。
- (3) 給食業務・清掃業務従事者に対する研修計画・代替体制について【10点】
従事者に対する研修体制、育成方法はどうか。
欠員時のサポート体制はどうか。
- (4) 業務実績について【10点】
これまでの関連事業の実績・信頼性は十分か。

2 見積り内容【25点】

提案に対しての見積もり内容が妥当であるか。

3 試食会

- (1) 味付け【5点】
- (2) 分量【5点】
- (3) 色彩【5点】
- (4) 品数【5点】

※1(1)、2については最重点項目のため評価点×5、また1(2)、1(3)、1(4)については重点項目のため評価点×2とする。

評価基準

評価基準	評価点
要件を十分に満たしており、期待を大きく上回る提案である。	5(10)【25】
要件を十分に満たしており、期待を上回る提案である。	4(8)【20】
要件を満たしており、期待するレベルの提案である。	3(6)【15】
要件をほぼ満たしているが、期待を下回る提案である。	2(4)【10】
要件を満たしていない。	0(0)【 0】

※【 】内は1(1)、2の評価点、()内は1(2)、1(3)、1(4)の評価点
※5点×4項目+10点×3項目+25点×2項目=100点満点にて採点